

打上げ及び再突入に係る 主要国の宇宙法制度

TMI総合法律事務所 宇宙航空チーム

※本参考資料は、TMI総合法律事務所が内閣府宇宙開発戦略推進事務局から受注した「主要国における宇宙活動法に関する調査」（令和6年度）（以下「本調査」という。）において作成したものである。



定義語

米国商業宇宙打上げ法	The Commercial Space Launch Act of 1984
英国宇宙法	Outer Space Act 1986
英国宇宙産業法	Space Industry Act 2018
仏国宇宙活動法	LOI n° 2008-518 du 3 juin 2008 relative aux opérations spatiales
宇宙（打上げ及び帰還）法	The Space (Launches and Returns) Act 2018
宇宙及び高高度活動法	The Outer Space and High-altitude Activities Act 2017

目次

1. 主要国の再突入制度の概要

(1)総論

(2)主要国の損害賠償担保措置及び政府補償制度の概要

2. 主要国の再使用型ロケットの取り扱い

3. 主要国の自国民等による国外での打上げ・再突入の取り扱い

米国・英国・仏国の宇宙法制度

1. 主要国の再突入制度の概要

米国の再突入制度の概要



- 再突入 = 「意図的に、再突入機及びそのペイロード又は人員(もしあれば)を、地球軌道又は宇宙空間から地球へ帰還させること又は帰還させようとする事」 (米国商業宇宙打上げ法50902条(16)号)
- 米国法において、再突入は、機体運用者免許又は実験的許可の下で行うことができる。
 - ① **機体運用者免許 (vehicle operator license)**
内容: 免許人が同一の機体又は機体群を使用して1回以上の打上げ又は再突入を実施することの許可 (連邦規則集14編450.3条)
 - ② **実験的許可 (experimental permit)**
内容: 「連邦航空局による人に対する再使用型サブオービタルロケットの打上げ又は再突入の許可」 (連邦規則集14編401.5条)。機体運用者免許よりも取得要件が少ない。
- 現在申請できないものの、再突入のみを対象とする免許も存在

英国の再突入制度の概要



英国宇宙産業法に基づく免許

内容：英国において宇宙飛行活動を行う権限を与える免許

「宇宙飛行活動」 = 「宇宙活動」及び「サブオービタル活動」
(英国宇宙産業法1条(6)項、3条(2)項)

再突入については、以下の免許により規律されると考えられる

① 打上げ運用者免許 (launch operator licence)

打上げ機の打上げ又は搬送航空機及び打上げ機の打上げを含む宇宙飛行活動を実施する権限を与える運用者免許

② 帰還運用者免許 (return operator licence)

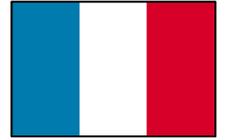
打上げ運用者免許を除く、英国以外で打ち上げられた打上げ機を英国内に着陸させるために運用する権限を与える運用者免許

③ 軌道上運用者免許 (orbital operator licence)

軌道上で宇宙物体を運用し、当該宇宙物体の打上げを調達し、又は宇宙空間においてその他の活動を実施しようとする場合に必要となる免許

根拠条文：①打上げ運用者免許②帰還運用者免許について、2021年英国宇宙産業規則第2条。③軌道上運用者免許は、同規則上定義規定は設けられておらず、英国民間航空局（CAA）の公表するガイダンス等の内容に基づく。

仏国のライセンス制度の概要



①個別の宇宙活動に係る許可(autorisation)

内容：以下等を含む行為を行う権限を付与する許可

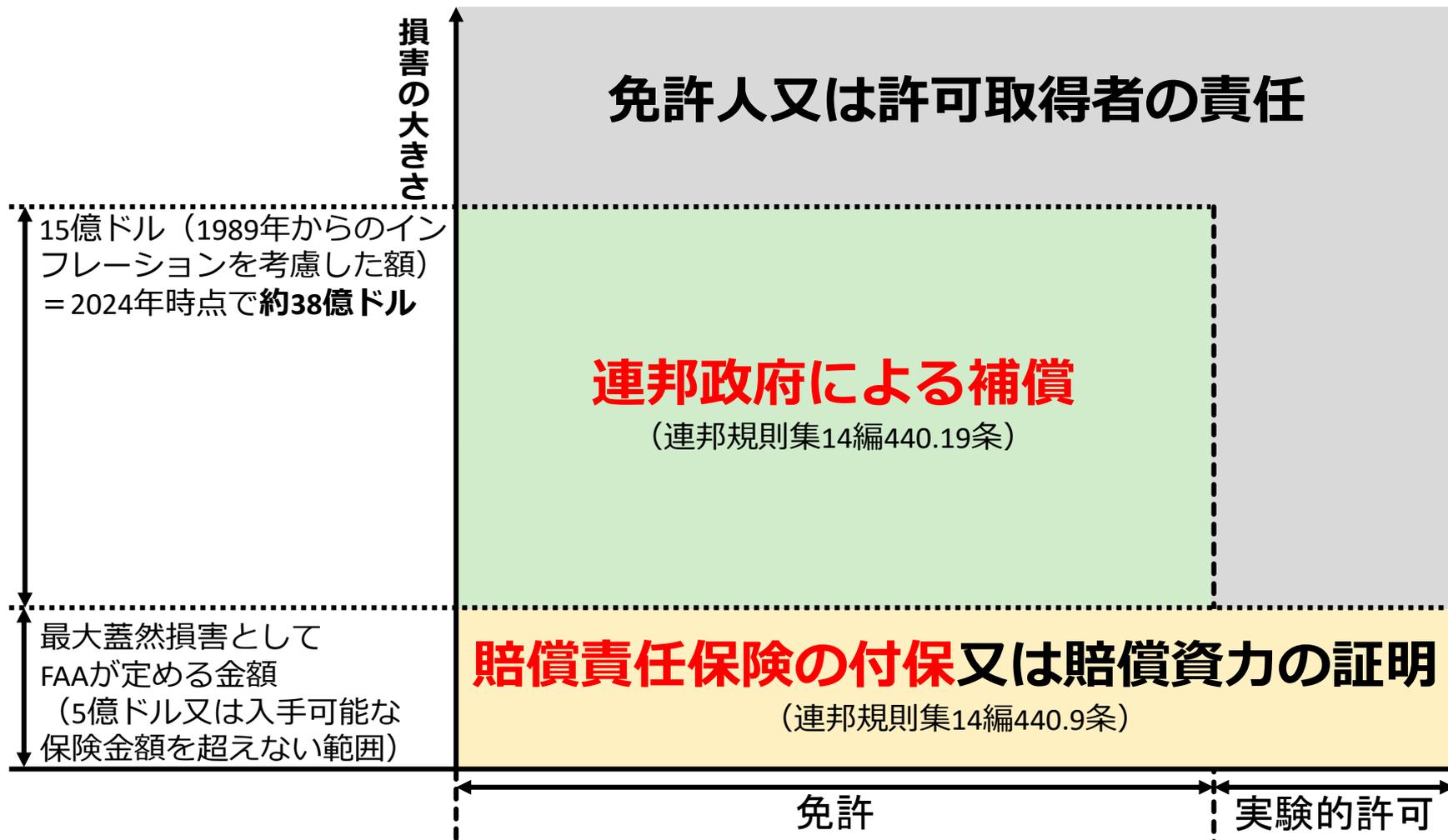
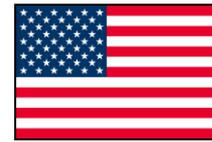
- ・ 宇宙物体の打上げ
- ・ **宇宙物体の帰還**

なお、②事業者の適格性に係る免許によっても宇宙物体の帰還を行うことができると考えられる。

再突入に係るライセンス制度の各国比較

項目	日本	米国	英国	仏国
再突入そのものを許可するライセンス制度の有無	無 但し、一定の場合には、人工衛星の管理に係る許可の対象となる	有	有	有
必要となるライセンスの名称	N/A	機体運用者免許又は実験的許可	打上げ運用者免許、帰還運用者免許、又は軌道上運用者免許	個別の宇宙活動に係る許可（又は事業者の適格性に係る免許）

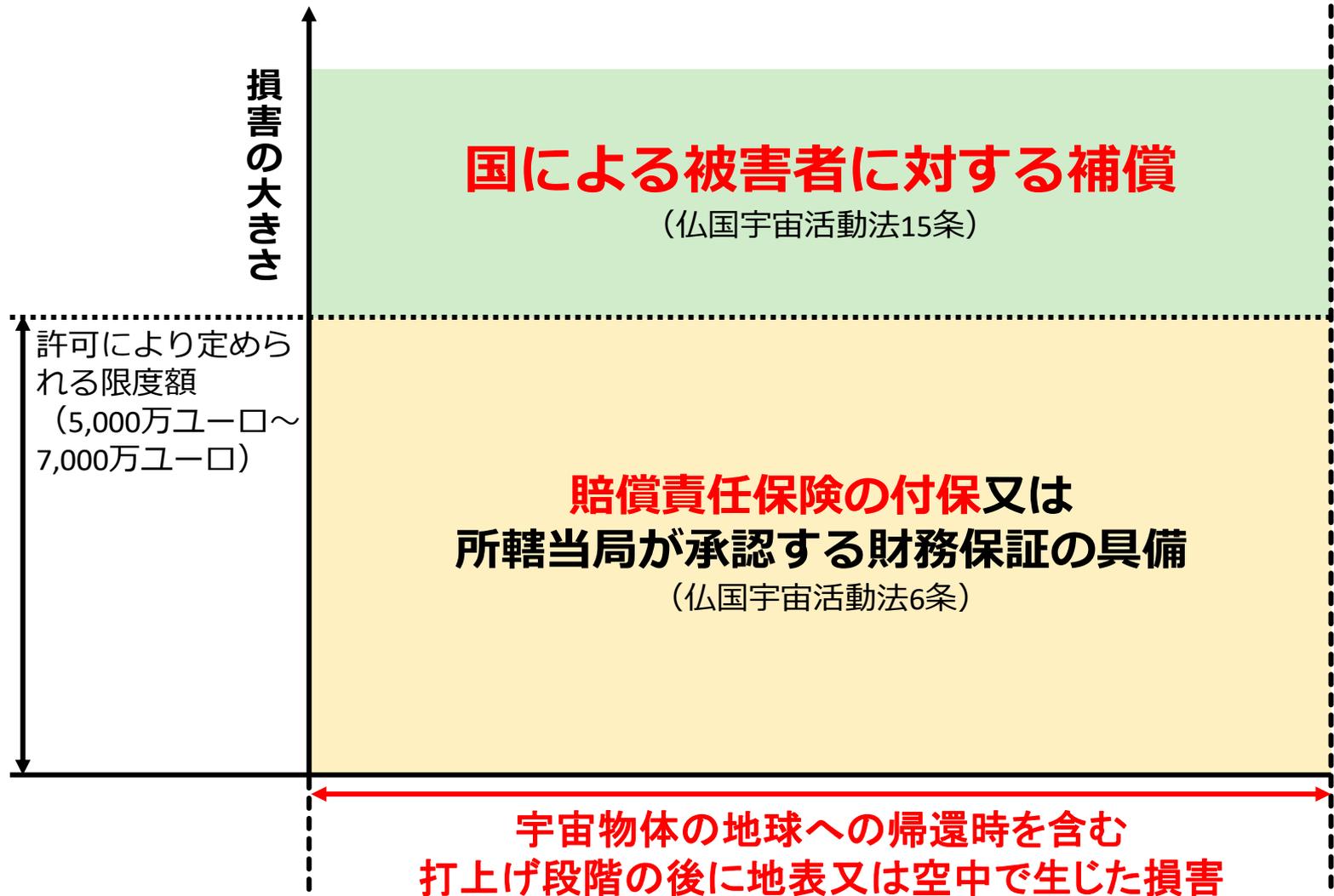
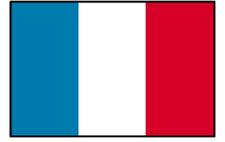
再突入により生じた損害に係る 第三者損害賠償担保措置及び政府補償の概要



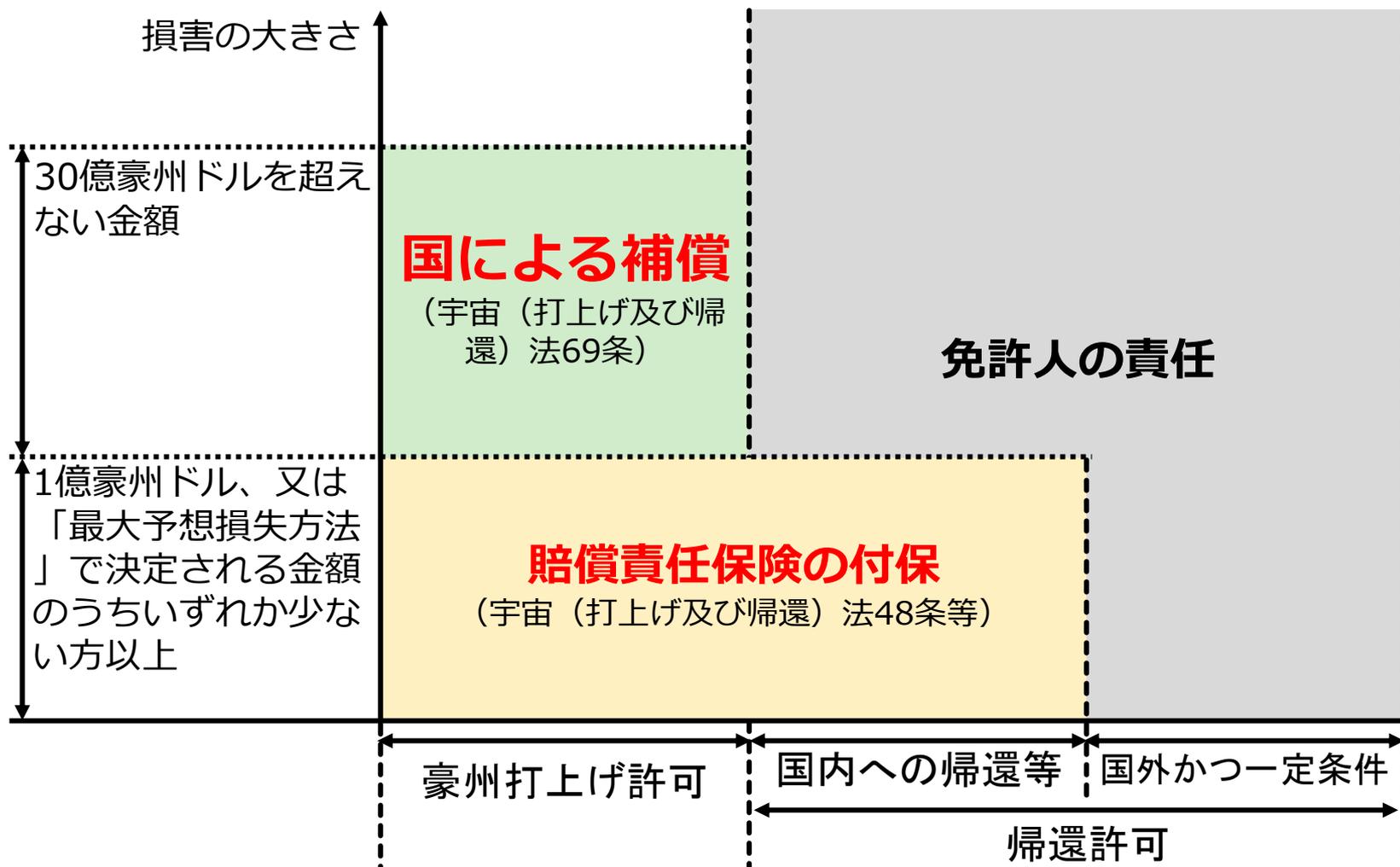
英国内の再突入を含む宇宙飛行活動に係る 第三者損害賠償担保措置及び政府補償の概要



再突入により地表・空中で生じた損害に係る 第三者損害賠償担保措置及び政府補償の概要



再突入により生じた損害に係る 第三者損害賠償担保措置及び政府補償の概要



根拠条文：宇宙物体の帰還は、①豪州打上げ許可（宇宙（打上げ及び帰還）法28条）又は② 帰還許可（宇宙（打上げ及び帰還）法46L条）に基づく。宇宙物体の帰還に関する国による補償は、宇宙物体の帰還が、①豪州打上げ許可により許可されていることが条件とされている（宇宙（打上げ及び帰還）法69条(1)項(a)号）。

再突入に係る第三者損害賠償担保措置 及び政府補償の各国比較

項目	日本	米国	英国	仏国	豪州
第三者損害賠償担保措置の有無及び金額	無	有：最大蓋然損害としてFAAが定める金額（5億ドル又は入手可能な保険金額を超えない範囲）	原則有：免許により定める	有：許可により定める（5,000万€～7,000万€）	原則有：1億豪州ドル、又は「最大予想損失方法」で決定される金額のうちいずれか少ない方以上
政府補償制度の有無及び金額	無	有：最高約38億ドル	有：免許で定める賠償責任額を超えた額	有：許可で定める限度額を超えた額	豪州打上げ許可に基づく帰還：有（最高30億豪州ドル） 帰還許可に基づく帰還：無

米国・英国・仏国の取り扱い

2. 主要国の再使用型ロケットの 取り扱い

米国の再使用型ロケットの取り扱い



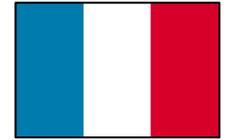
- 再使用型打上げ機（RLV）の打上げ及び再突入について、特別な免許制度があるものの、**現在は申請できない**。
- 現在、再使用型ロケットの打上げ又は再突入を行おうとする者は、**機体運用者免許**又は**実験的許可**を申請することになる。
- 機体運用者免許は、再使用型ロケット以外の打上げ機又は再突入機の打上げ及び再突入も対象とする。
- 実験的許可は、**一定の目的の再使用型サブオービタルロケットの打上げ又は再突入のみを対象とする**。
- 再使用型ロケットについては、打上げ終了時点、打上げ事故の定義、再使用型打上げ機を支援する打上げ場の追加要件、打上げ場運営者免許申請者による飛行経路の定義義務について特別な規定がある

英国の再使用型ロケットの取り扱い



- 打上げ運用者ライセンスは、英国から打ち上げたロケットを英国内に帰還させる場合にも適用できる
- 英国宇宙産業規則上、**再使用型ロケットを使用する場合には、以下の義務が課される**
 - 再度の打上げ前に、保守、整備及び修理を行ってロケットの技術的な適合性その他の要件への適合性を確保すること
 - 作業に関する報告書を作成すること
 - 打上げ機が再使用可能な場合、打上げ機の回収、着陸等に関する指示及び手順を含む安全運用マニュアルを作成、保持等すること
- 宇宙港免許は定義上、再使用ロケットが着陸を行う場所も含むため、再使用ロケットの着陸場所については宇宙港に関するルールに従うことになる。

仏国の再使用型ロケットの取り扱い



- 2011年5月31日付アレテの2024年6月28日付改正において、**再使用型ロケットを想定した技術要件**、及び**落下区域に係る規制**が新設された。
- 再使用型ロケットの技術要件
再使用型ロケットの打上げ等に係る許可に際し適用される技術要件については、通常の宇宙物体に係る技術要件と異なるところはない。もっとも、再使用型ロケットの技術要件は、当該再使用ロケットの使用期間を通して満たさなければならない旨が定められている
- 落下区域に係る規制
落下区域の場所の要件、一定の場合の特別な分析の要件、一定の場合の情報提供義務、再使用型ロケットの落下時のデブリの分散について分析する義務が定められている。

根拠条文：2011年5月31日付アレテ16条、17条、23条、24条

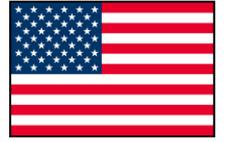
再使用型ロケットの取扱いの各国比較

項目	日本	米国	英国	仏国
再使用型ロケットを念頭に置いた規定の有無	無	有	有	有
概要	N/A	<ul style="list-style-type: none">・ 打上げ場に追加要件が課される・ 打上げ場運営者免許申請者に一定の義務が課される	<ul style="list-style-type: none">・ 再使用型ロケットの使用者に一定の義務が課される	<ul style="list-style-type: none">・ 再使用型ロケットを想定した技術要件がある・ 落下区域の規制がある

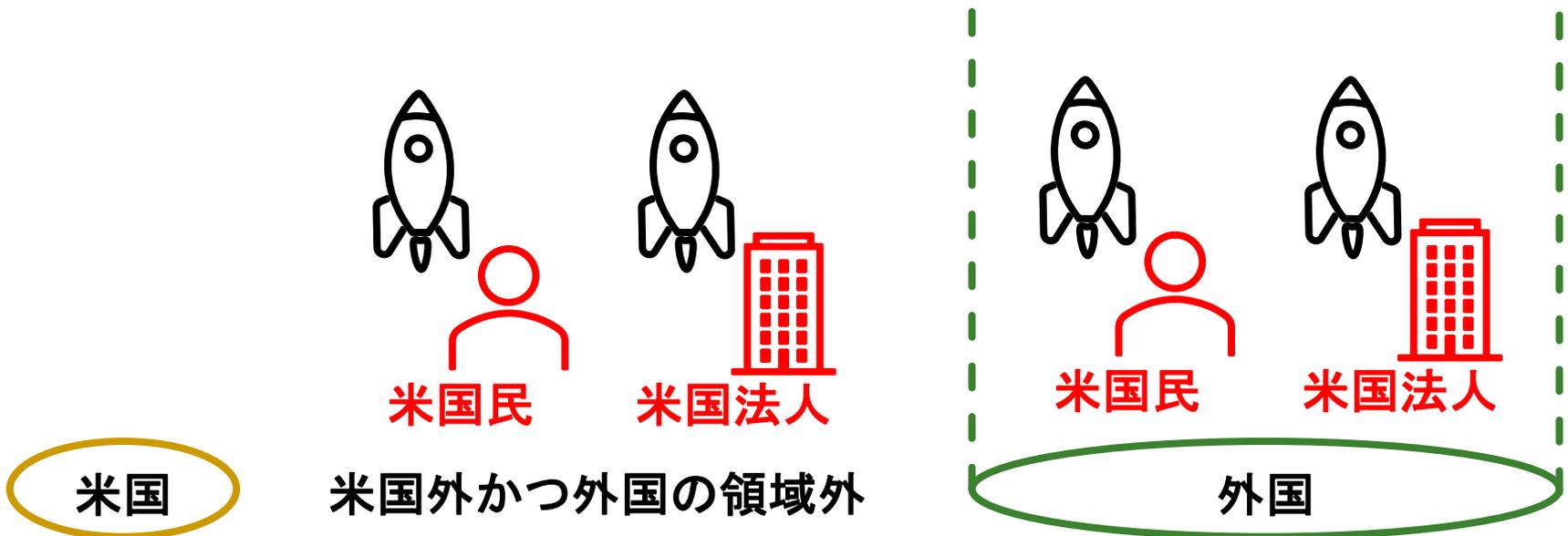
米国・英国・仏国・ニュージーランドの取り扱い

3. 主要国の自国民等による国外での打上げ・再突入の取り扱い

米国の自国民等による国外打上げの取り扱い

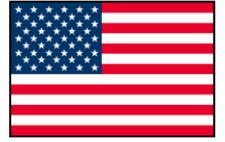


- 米国国外で打上げを行う**以下の者**は、免許又は許可が必要である。

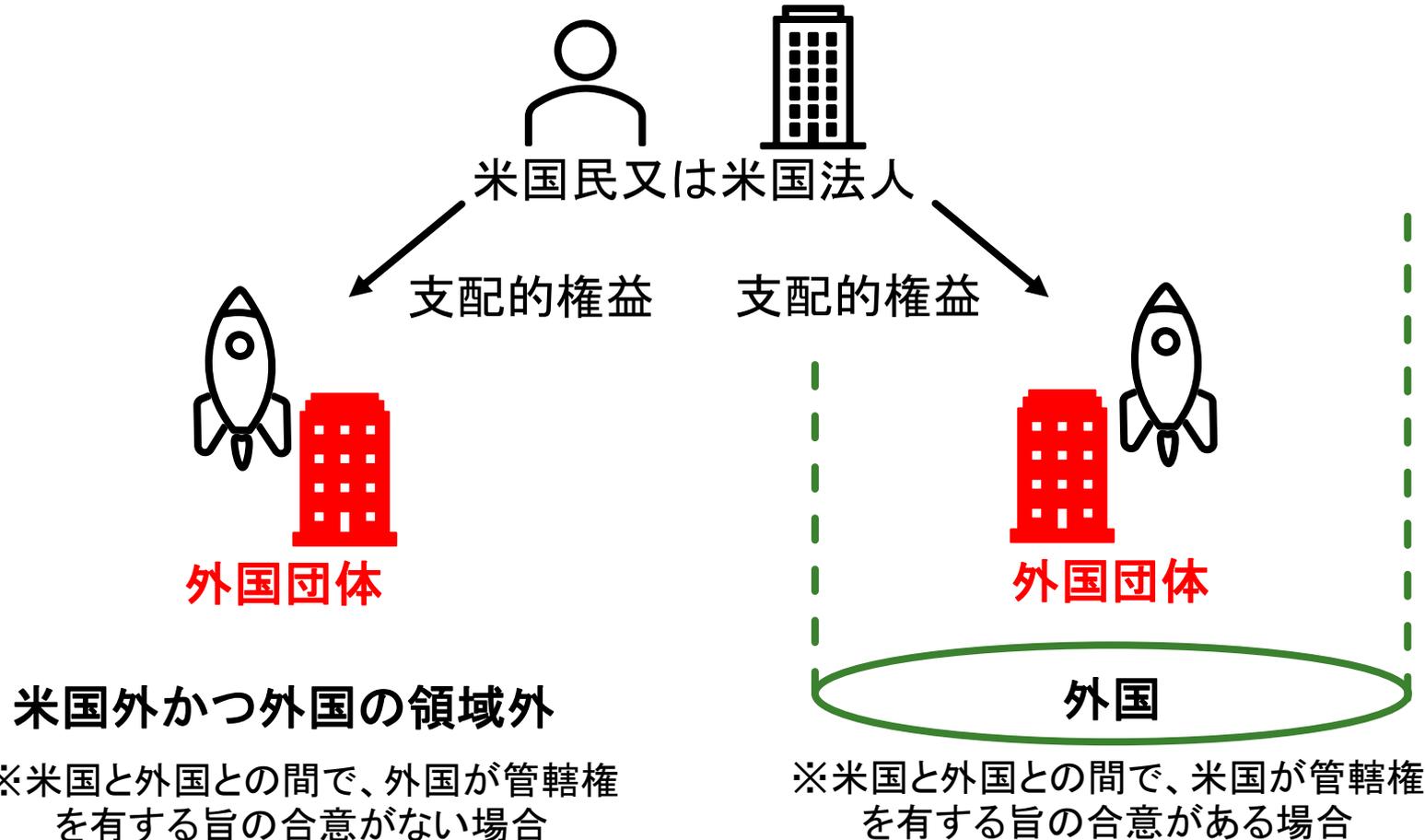


根拠条文：米国商業宇宙打上げ法50902条(1)号、50904条(a)項、連邦規則集14編413.3条

米国の自国民等による国外打上げの取り扱い



- 米国国外で打上げを行う**以下の者**は、免許又は許可が必要である。



根拠条文：米国商業宇宙打上げ法50902条(1)号、50904条(a)項、連邦規則集14編413.3条

米国の自国民等による国外打上げの取り扱い



- 以下の者は、免許又は許可が必要である。
 - **米国外で打上げ機を打ち上げ**又は再突入機を再突入させる**下記(A)又は(B)の米国国民**
 - 米国政府と外国政府の間で当該外国政府が打上げ又は再突入に対して管轄権を有する旨を定める合意がある場合を除き、**米国外かつ外国の領域外で打上げ機を打ち上げ**又は再突入機を再突入させる**下記(c)の米国国民**
 - 米国政府と外国政府との間で**米国政府が打上げ又は再突入に関して管轄権を有する旨を定める合意がある場合に、当該外国の領域において打上げ機を打ち上げ**、打上げ場若しくは再突入地点を運営し、又は再突入機を再突入させる**下記(c)の米国国民**
- 米国国民 = 「(A) 米国国民である個人。(B) 米国法又は州法に基づき組織され又は存在する団体。(C) (運輸長官が定義する)支配的権益が本項(A第)号又は(B第)号に掲げる個人又は団体により保持されている場合には、外国法に基づき組織され又は存在する団体。」

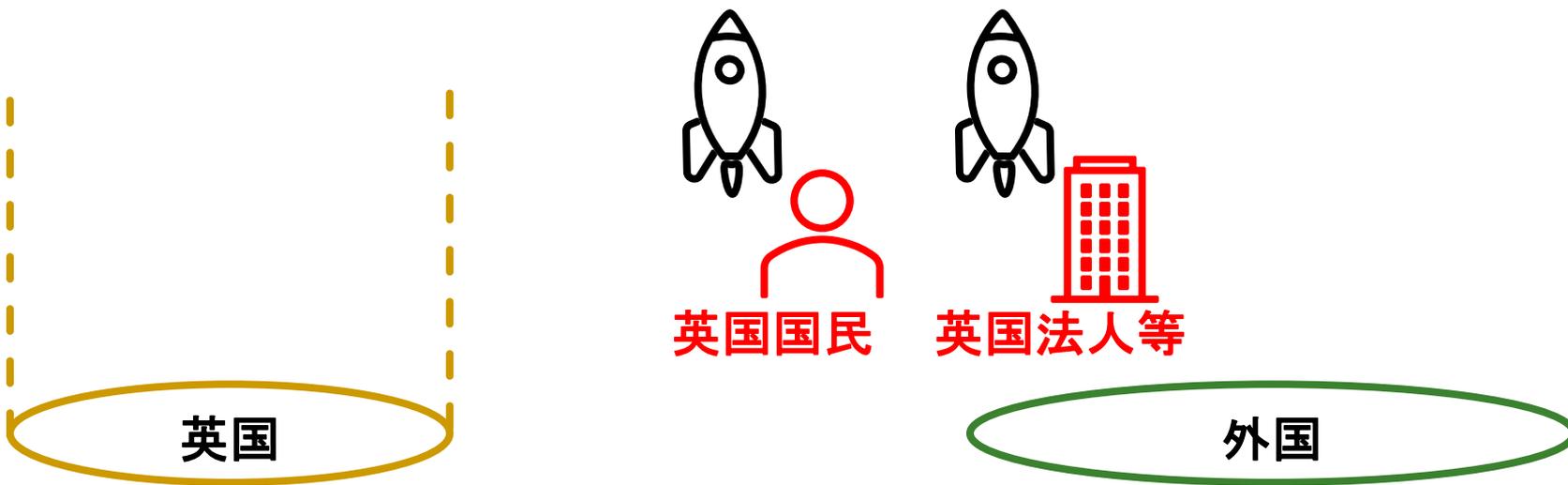
根拠条文：米国商業宇宙打上げ法50902条(1)号、50904条(a)項、連邦規則集14編413.3条

英国の自国民等による国外打上げの取り扱い



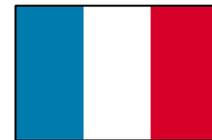
- 英国宇宙法に基づき、英国外で宇宙物体の打上げを行い、又は行わせる英国国民、及び英国のいずれかの法律に基づき設立された法人等は、免許が必要である。

英国国民 = 「英国市民、英国属領市民、(海外の)英国国民又は英国海外市民」、「1981年英国国籍法に基づき英国臣民である者」、「同法の意味における英国保護民」

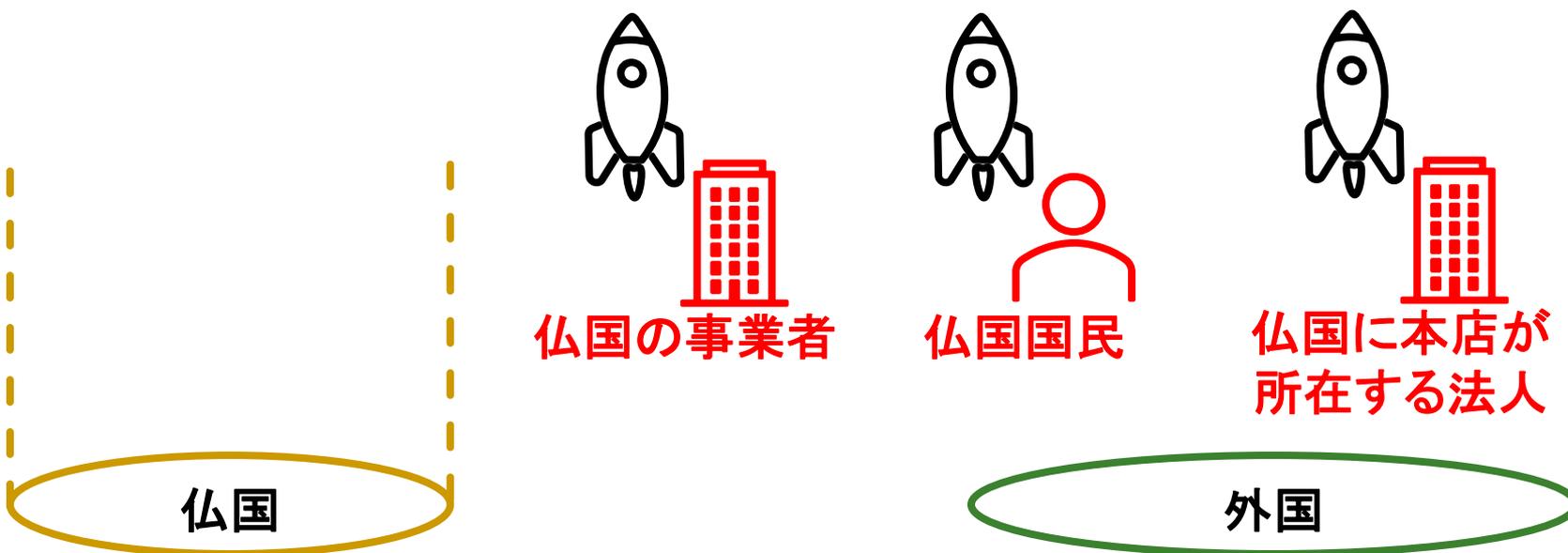


根拠条文：英国宇宙法1条、2条(2)項、(3)項、3条(1)項、

仏国の自国民等による国外打上げの取り扱い



- 仏国国外で宇宙物体を打ち上げようとする仏国の事業者、フランス国籍を有する自然人又はフランスに本店が所在する法人は、許可を得なければならない。



根拠条文：仏国宇宙活動法2条

豪州の自国民等による国外打上げの取り扱い



- 次のいずれにも該当する者には刑事罰が科される
 - 宇宙物体が豪州国外の施設(固定式であるか移動式であるかを問わない。)又は場所から打ち上げられること
 - その者が当該打上げの責任当事者であること
 - 当該打上げが、いずれかの者が保有する海外ペイロード許可により許可されていないこと
 - いずれの者も当該打上げを対象とする許可証明書を保有していないこと



根拠条文：宇宙（打上げ及び帰還）法14条

豪州の自国民等による国外打上げの取り扱い



- 「責任当事者」 = 次に掲げる者をいう。
 - 「宇宙物体の打上げ……を実施した者」
 - 「当該打上げ……の責任期間中のいずれかの時点で、当該宇宙物体の一部を構成するペイロードの全部又は一部を所有していた者」
- ただし、宇宙物体が豪州国外の施設(固定式であるか移動式であるかを問わない。)若しくは場所から打ち上げられた場合は、その者が豪州国民でもある場合に限り責任当事者となる
- 豪州国民 = 「豪州市民」、「豪州居住者」「豪州連邦、州又は準州の法律に基づいて設立された法人」、「豪州連邦、州又は準州」

ニュージーランドの 自国民等による国外打上げの取り扱い



- ニュージーランド国民が、ニュージーランド国外の打上げ施設から、又はニュージーランド国外から打ち上げられた飛行中の機体から打上げ機を打ち上げるためには、海外打上げ免許が必要
- また、「ニュージーランド国外の打上げ施設」、「ニュージーランド国外の打上げ施設から打ち上げられた打上げ機、又はニュージーランド国外から打ち上げられた飛行中の機体」からのペイロードの打上げには、以下の規制が適用される
 - 「ニュージーランド国民は、当該ニュージーランド国民がペイロードの打上げ及び宇宙空間におけるペイロードの運用についての海外ペイロード許可を有していない限り、ペイロードの打上げを行わせてはならない。」
 - 「ニュージーランド国民は、当該ニュージーランド国民又はペイロードの打上げを行わせるニュージーランド国民が、ペイロードの打上げ及び宇宙空間におけるペイロードの運用についての海外ペイロード許可を有していない限り、ペイロードを打ち上げてはならない。」

自国民等による国外打上げ・再突入規制の各国比較 (ライセンスの取得が必要な者)

日本	米国	英国	仏国	豪州	ニュージーランド
無	<ul style="list-style-type: none"> ・米国外で打上げ機を打ち上げ又は再突入機を再突入させる一部の米国国民 ・一定の場合に、米国外かつ外国の領域外、又は外国の領域で打上げ機を打ち上げる一部の米国国民 	英国外で宇宙物体の打上げを行い、又は行わせる英国国民、及び英国のいずれかの法律に基づき設立された法人等	仏国国外で宇宙物体を打ち上げようとする仏国の事業者、フランス国籍を有する自然人又はフランスに本店が所在する法人	宇宙物体が豪州国外の施設又は場所から打ち上げられる場合の責任当事者（豪州国民に限られる）	<ul style="list-style-type: none"> ・ニュージーランド国外の打上げ施設等から打上げ機を打ち上げるニュージーランド国民 ・ニュージーランド国外の打上げ施設からパイロードの打上げを行い、又は行わせるニュージーランド国民